

訪問介護の適正化について

1 現状

自治体や事業者団体との意見交換会等において指摘されている現状の問題点は概ね次の通り。

- ① 家事援助サービスは、モラルハザード防止の観点から、家族等と同居している場合、介護報酬の告示上「家族等の障害、疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合」に限り算定することとされているが、家族の要望で、家族分の洗濯や炊事、庭の草むしりなどの保険給付の対象外である家事代行的行為まで行っている例がある。
- ② 身体介護的な内容が含まれており、本来、身体介護中心型又は複合型になるにもかかわらず、給付限度額内でサービス回数を増やすため、家事援助中心型としてサービスを提供する例がある。

2 対応の方向

(1) 上記の問題に対し、次のような観点を基本として対応することとする。具体的な対応の方向は、別紙のとおり。

- ① 厚生省より、家事援助として居宅サービス計画や訪問介護計画（個別援助計画）に位置付けて実施することが不適正な行為の事例等を整理し、都道府県を通じ、居宅介護支援事業者等に提示
- ② 介護支援専門員は、利用者の自立支援の観点から適切に課題分析を行い、訪問介護サービスが適切に利用されるような居宅サービス計画を作成した上で、課題分析と訪問時のサービスの内容、時間等の関係についても利用者に説明
- ③ 居宅介護支援事業者又は訪問介護事業者は、サービス内容が保険給付として適当でないサービス提供を求められた場合等にあっては、利用者に対しその旨を説明（介護支援専門員は、必要に応じて、市町村の実施する生活支援サービス、シルバー人材センター、NPOなどの住民参加型福祉サービス、ボランティア等の活用を助言）

④ ③にかかわらず、保険給付として不適正なサービスの提供を利用者から求められる場合には、居宅介護支援事業者又は訪問介護事業者は、サービス提供を拒否することも可能である旨を運営基準の解釈として明示

(2) 各都道府県においても、(1)の対応について、市町村や事業者団体等に徹底するとともに、利用者の理解が重要であることから、市町村、利用者団体、事業者団体等を通じて利用者に対しても周知を図ることとされたい。

訪問介護の不適正事例に対する具体的対応

問題となるケースの例	対応方法
1 家事援助の不適正利用の場合 (1) 介護支援専門員が、不適正な家事援助利用を含む居宅サービス計画の作成を依頼した場合 (2) 訪問介護員が、訪問時に不適正な家事援助行為を行うことを求められた場合	① 介護支援専門員が、「家事援助の不適正事例」を参考に利用者に保険給付として適当でない旨を説明 ② 利用者が不適正な家事援助利用を含む居宅サービス計画の作成に固執する場合であっても、介護支援専門員は、これを保険給付の対象として居宅サービス計画に位置付けることのないようにすること ③ 利用者が保険外のサービス希望する場合、介護支援専門員は、内容に応じて、市町村の実施する軽度生活支援事業・配食サービス等の生活支援サービス、シルバー人材センター、NPOなどの住民参加型福祉サービス、ボランティアの活用等を助言 〔あらかじめ、訪問介護計画（個別援助計画）に定めたサービス内容等について、利用者に説明し、理解を得ることが前提〕 ① 訪問介護事業者が、「家事援助行為の不適正事例」を参考に利用者に介護保険のサービスとして適当でない旨を説明（担当の訪問介護員の説明で理解が得られない場合には、サービス提供者等が対応すること） ② 利用者が保険外のサービス利用を希望する場合、訪問介護員は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡することとし、居宅介護支援事業者等は、不適正である旨の説明や上記（1）の③の保険外のサービスの活用等適切に対応

- ③ 上記の説明等を経てもなお、利用者が保険給付として不適正な家事援助行為を求める場合、訪問介護事業者は、サービス提供を拒否することも可能（なお、これらの行為について、利用者と事業者との契約に基づき保険外のサービスであることを明示し、サービス提供時間を分けるなどにより保険対象サービスと明確に区分された形で、利用者の自己負担により提供することは可能）

2 介護報酬の3類型と実態が合わない場合

(1) 利用者が、限度額内に収めるため、必要なサービスの内容と異なる低めの報酬単価でのサービス利用を希望する場合

- ① 「身体介護」行為がどの程度含まれるかを目安に判断すること等につき、介護支援専門員が、利用者に対し説明
- ② 説明してもなお、利用者からサービス内容と異なる介護報酬区分の適用を求められた場合、居宅サービス計画作成を拒否することも可能

(2) 居宅サービス計画に定めた類型と訪問時の実際のサービス内容が異なる場合

例：居宅サービス計画上家事援助のみ必要ということであったが、実際訪問してみると、歩行介助や排泄介助等の身体介護が必要であった場合

- ① 訪問介護事業者が利用者に説明し、利用者が納得している場合であれば、居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の変更等により対応
- ② 両者の見解に相違がある場合、居宅介護支援事業者は、訪問介護のサービス提供時に同行する等により、利用者の身体状況等を再確認し、計画変更の必要があると考えられる場合には、利用者に説明し、同意を得て、居宅サービス計画を変更（要介護状態が変化していると考えられる場合には、要介護認定の変更も検討するよう助言）

家事援助行為の不適正事例

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日付老企第36号）記中第2、2（1）において、家事援助に含まれない行為として、

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

が掲げられているが、今般、疑義照会等により寄せられた具体的な事例のうち、特に②に該当するものとして整理したところ次のとおりである。

A 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- a. 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
 - b. 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - c. 来客の応接（お茶、食事の手配等）
 - d. 自家用車の洗車・清掃
- 等

（注）家事援助については、同居の家族等がある場合には、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該家族等が家事を行うことが困難であることが訪問介護費の算定の条件とされており、上記のような取り扱いとなる。

B 「日常生活の援助」に該当しない行為

1 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- a. 草むしり
 - b. 花木の水やり
 - c. 犬の散歩等ペットの世話
- 等

2 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- a. 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- b. 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- c. 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- d. 植木の剪定等の園芸
- e. 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(注) 上記の行為は介護保険給付の対象としては不適切であるが、利用者の状況によっては必要なサービス行為である場合があるので、市町村の実施する軽度生活支援事業・配食サービス等の生活支援サービス、シルバー人材センター、NPOなどの住民参加型福祉サービス、ボランティア等によるサービス等の有効な活用が必要である。

また、これらの行為について、利用者と事業者との契約に基づき保険外のサービスであることを明示し、サービス提供時間を分けるなどにより保険対象サービスと明確に区分された形で、利用者の自己負担により提供することも可能。

訪問介護報酬類型のあてはめについて

訪問介護サービスの介護報酬の類型のあてはめについて、市町村、事業者等から疑義が寄せられているところであるが、介護報酬の告示及び解釈通知における基本的考え方は次のとおりである旨及び今般作成したQ & Aについて、関係者に周知されたい。

○基本的考え方

1、サービス区分の判断について

1回の訪問介護（全体が1時間30分未満のものを想定。）において、「身体介護」に該当する行為と「家事援助」に該当する行為が混在するような場合については、各サービス行為の個々の時間によって細かく分類するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを目安に、全体としていずれの型の単位数を算定するかを判断するものであること。

特に身体介護に該当する行為が、3分類（動作介護、身の回り介護、生活介護）のいずれにあてはまるかを見極め、いかなる身体介護行為がどの程度含まれるかが判断の基本となるものであることに留意すること。（平成12年3月1日付老企第36号 第2、2（2）参照）

2、身体介護を構成する行為の区分の基本的考え方

身体介護の内容は広範囲であるが、訪問介護費の算定に当たり、区分を判断するために必要となる3つの分類は、次のような考え方により区分しているところである。分類の基礎となるのは「介護の手間（介護を要する労力の質と要する時間の総体）」である。

- ・動作介護：比較的手間のかからない介護
体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助、就寝介助、水分補給 等
- ・身の回り介護：ある程度手間のかかる介護
排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助 等
- ・生活介護：相当手間がかかる介護
食事介助、全身清拭、全身浴介助 等

(参考) 算定の基本的考え方を示した告示及び通知の該当部分

- ・ 平成12年2月10日付厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(該当部分) 指定居宅サービス介護給付費単位数表1 訪問介護費
- ・ 平成12年3月1日付老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(該当部分) 第2、2(1)、(2)及び(3)
- ・ 平成12年3月17日付老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」
(該当部分) 全文

〇Ｑ＆Ａ

- 1 老企第36号（平成12年3月1日）において、身体介護中心型の所定単位数が算定される場合として「主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の家事援助を行う場合」とされているが、この場合「家事援助」の内容については必ず「生活介護」や「身の回り介護」に直接「関連した」ものである必要があるのか。また、「若干の」とはどの程度をいうのか。

答 同通知で示されているような「簡単な調理」と「食事介助」のような直接の関係にはなくとも、「入浴介助」に伴う「衣服の洗濯」や「浴室の掃除」のように身体介護に伴って行うことが想定される家事援助の内容であれば、ここにいう「関連した」ものと考えて差し支えない。また、利用者の居室の掃除については、その居室で行われる「生活介護」や「身の回り介護」に関連したものと考えられる場合が多い。

また、関連して行われる若干の「家事援助」の程度については、1回の訪問介護サービスのうち「生活介護」や「身の回り介護」の手間や内容と「家事援助」の手間や内容とを比較して、「生活介護」や「身の回り介護」の手間や内容が主であると考えられる場合には、これに該当するものである。

- 2 痴呆の方の自立支援のための見守りの援助（自立支援、ＡＤＬ向上の観点から安全を確保しつつ常時介護できる状態で行う見守り等）を兼ねた外出介助（通院介助等）を1時間20分程度行っているが、身体に触れないため家事援助中心で算定するのか。

答 自立支援のための見守りの援助（自立支援、ＡＤＬ向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守等）及び外出介助は身体介護（生活介護）であるため、身体介護中心型1時間以上1時間半未満584単位とすることが適当である。

- 3 排泄介助（おむつ交換、清拭）、食事介助（姿勢の確保、摂食介助、歯磨き介助）を1時間未満で行っているが、食事介助の摂食介助がエンシュアリキッド（流動食）や牛乳等のため身体に触れる時間はそれ程要せず、見守りをしながらの介助であるため複合型として算定していいのか。

答 排泄介助及び食事介助はそれぞれ身の回り介護、生活介護に該当する身体介護行為であり、質問のような場合であれば時間を要するか否かによって類型が変わるものではなく、身体介護中心型として算定することが適当である。

- 4 まず最初に家事援助として居室の掃除、洗濯を50分程度行う後、排泄介助（ポータブルトイレ介助、おむつ交換）、衣類着脱更衣介助、全身清拭、身体整容を1時間20分程度行い、合計で2時間10分程度行う場合は、身体介護1時間以上1時間30分未満584単位＋83単位×2として算定して良いか。

答 貴見のとおりである。

なお、身体介護と家事援助が混在する場合は、まず「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれているかを目安に、全体としていずれの型の単位数を算定するかを判断する必要がある。